

監事意見書

国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法第 38 条第 2 項の規定に基づき、大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構の平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの財務諸表、事業報告書及び決算報告書に関する監事の意見は次のとおりである。

I. 監査の方法の概要

財務諸表、事業報告書及び決算報告書について、関係する役職員からの説明聴取、会計帳簿並びに関係書類の閲覧および証憑書類との対照、その他必要と認めた監査手続きを実施するとともに会計監査人から監査の実施状況及び監査結果についての説明を受けた。

II. 監査の結果

1. 財務諸表は法令等に従い適正に表示していると認める。

なお、I. 重要な会計方針 11. 固定資産の減損に係る国立大学法人会計基準に記載されているとおり、本事業年度より固定資産の減損会計を導入しているが、当該減損会計は「固定資産の減損に係る国立大学法人会計基準」等によるものであり、正当な会計処理であることを認める。

2. 事業報告書は法令に従い適正に表示していると認める。

3. 決算報告書は法令及び予算の区分に従い適正に表示していると認める。

平成 19 年 6 月 18 日

大学共同利用機関法人
情報・システム研究機構

監 事

辻 田 翔 一

監 事

金 木 清 一